

議 会 運 営 委 員 会

令和6年1月17日（水）

午前9時30分

第2委員会室

議 題

- 1 尾張旭市議会基本条例の見直しについて
- 2 尾張旭市議会委員会条例の一部改正について
- 3 オンライン委員会に係る条例等の規定の整備について
- 4 災害発生時の対応について
- 5 議場説明用持込物品等（タブレット関係）について
- 6 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 尾張旭市議会基本条例検証及び見直しスケジュール
- 2 尾張旭市議会基本条例見直し項目一覧

【議題2 資料】

- 3 尾張旭市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）
- 4 改正後の尾張旭市議会委員会条例（案）

【議題3 資料】

なし

【議題4 資料】

- 5 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」に係る各会派の意見について

【議題5 資料】

- 6 尾張旭市議会議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項

【議題6 資料】

- 7 （変更後）第15期（2023年～2026年）における臨時議会日程案

尾張旭市議会基本条例検証及び見直しスケジュール

1

実施予定時期	内容
令和5年6月～8月	施行状況の検証及び見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 検証及び見直しスケジュールについて ・ 検証方法について ・ 評価シートについて ・ 各会派提出の評価シートの取りまとめ ・ 評価シート内容の協議
(8月頃)	議員研修会での講師による評価シート講評 <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮) 議会基本条例の検証について
9月	研修後、必要に応じて内容を修正し、評価シート作成
9月27日	評価シートの取りまとめ
10月17日	
11月9日	
～11月末	検証結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価シート公表方法について ・ 評価シート公表
令和6年1月～3月	見直しが必要な場合は、必要な措置について協議
3月	見直し結果に応じて条例改正

第2章 議会及び議員の活動原則

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。</p> <p>【見直し（案）】</p> <p>(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、効果的な議会運営に努めること。</p>	—	—	—	— (原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。)	要検討

第3章 市民と議会の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>(議会報告会・意見交換会)</p> <p>第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を開催する。</p> <p>【見直し（案）】</p> <p>第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を開催し、その内容の充実に努める。</p>	<p>○各種団体（自治会・大学・民間団体等）との意見交換会の開催</p> <p>○高校生議会の開催</p> <p>○コロナ禍における動画による議会報告会の実施</p>	<p>○議会報告会の参加者の固定化</p> <p>○議会の結論に至る過程の報告が足りない。</p>	<p>○SNS活用など、議会報告会及び意見交換会の更なる周知に努める。</p> <p>○意見交換会及び議会報告会の実施方法検討・内容充実に努める。</p>	B	要検討

第4章 議会と市長等の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>【見直し（案）】</p> <p>(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式を基本とする。</p>	ほとんどの議員が一問一答の方式で行っている。			A	要検討
<p>(議決事件の拡大)</p> <p>第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。</p> <p>【見直し（案）】</p> <p>第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により必要に応じて議決事件の追加を検討するものとする。</p>			条文内の「積極的に」の文言を整理する。	C	要検討

第7章 議会改革

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>(議会のあり方検討会の設置)</p> <p>第17条 議会は、議会のあり方及び課題について研究し、改善策及び解決策について協議・検討するため、議会のあり方検討会を設置することができる。</p> <p>【見直し（案）】</p> <p>削除</p>	過去に設置した経緯はあるが、現状はあり方検討会を設置せず、特別委員会を設置	議会のあり方検討会は結論に対する効力がなく、議会改革には至らなかった。	<p>○議会のあり方検討会での結論に実効性を担保する仕組みを検討していく。</p> <p>○結論に対する効力がある議会みらい創造特別委員会で検討していく。</p>	A	要検討

(案)

尾張旭市議会委員会条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、_____ 少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次の表のとおりとする。</p>			<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、<u>予算決算委員のほか</u>、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次の表のとおりとする。</p>		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
総務委員会	7人	_____ 企画部、総務部、会計課、消防本部、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	総務委員会	7人	<u>市長公室</u> 、企画部、総務部、会計課、消防本部、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
都市環境委員会	(略)	(略)	都市環境委員会	(略)	(略)
			予算決算委員会	20人	予算及び決算に関する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(案)

○尾張旭市議会委員会条例

平成15年 3月28日

条例第 1 号

尾張旭市議会委員会条例（昭和42年条例第9号）の全部を改正する。

4

目次

- 第1章 総則（第1条—第20条）
- 第2章 審査（第21条—第39条）
- 第3章 発言（第40条—第48条）
- 第4章 表決（第49条—第53条）
- 第5章 秘密会（第54条・第55条）
- 第6章 公聴会（第56条—第61条）
- 第7章 参考人（第62条）
- 第8章 委員会の記録（第63条—第65条）
- 第9章 規律（第66条・第67条）
- 第10章 補則（第68条）

附則

第1章 総則

（常任委員会及び議会運営委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会及び議会運営委員会を置く。

（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）

第2条 議員は、予算決算委員のほか、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次の表のとおりとする。

名称	定数	所管事項
総務委員会	7人	<u>市長公室</u> 、企画部、総務部、会計課、消防本部、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
福祉文教委員会	7人	健康福祉部、こども子育て部、教育委員会及び福祉事務所の所管に属する事項
都市環境委員会	6人	市民生活部、都市整備部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項
<u>予算決算委員会</u>	<u>20人</u>	<u>予算及び決算に関する事項</u>

（議会運営委員会の委員の定数）

第3条 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。

（常任委員及び議会運営委員の任期）

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、1年とする。ただし、後任委員が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決により置くことができる。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 議会は、議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、直ちに資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会を設置しなければならない。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

3 議長は、第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第4条第3項による。

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置かなければならない。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の互選に関する職務を行う。

(招集)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

(議長への通知)

第12条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、事前に開議の日時、場所、付議事件等を議長に通知しなければならない。

(欠席、遅刻又は早退の届出)

第13条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、原則として当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(委員会の開閉)

第14条 委員会の開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第15条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第16条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第17条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第18条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(定足数)

第19条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第30条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(定足数に関する措置)

第20条 委員長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、散会を宣告することができる。

2 委員長は、会議中定足数を欠くおそれがあると認めるときは、委員の退席を制止し、又は委員会室外の委員に出席を求めることができる。

3 委員長は、会議中定足数を欠いたときは、休憩又は散会を宣告する。

第2章 審査

(議題の宣告)

第21条 委員長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第22条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決める。

(審査順序)

第23条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(出席説明の要求)

第24条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。

2 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、請願に係る紹介議員及び請願者の説明を求めることができる。

(資料要求)

第25条 委員会は、関係機関に対し、審査又は調査のため資料又は記録の提出を議決により求めることができる。

(先決動議の表決の順序)

第26条 委員長は、他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第27条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

(委員の議案修正)

第28条 委員が修正案を発議しようとするときは、事前にその案を委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第28条の2 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第29条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(委員の除斥)

第30条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件

又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

(除斥委員の傍聴禁止)

第31条 除斥されている委員は、委員会を傍聴することができない。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第32条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第33条 常任委員会又は議会運営委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、事前にその事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第34条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、事前に日時、場所、目的、経費等を記載した委員派遣承認要求書を議長に提出し、承認を得なければならない。

(委員会の再審査)

第35条 委員会は、次の各号のいずれかに該当した場合に再審査をすることができる。

- (1) 重大な事情の変更
- (2) 重大な資料の秘匿
- (3) 重大な説明の^{かし}瑕疵
- (4) その他委員会の判断に影響を与えると認められる状況の変化

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第36条 委員会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理が必要なときは、委員長に委任することができる。

(委員会の報告書)

第37条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第38条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(委員会の公開)

第39条 委員会の会議は、公開する。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が規則で定める。

第3章 発言

(発言の許可)

第40条 発言は、全て委員長の許可を得た後にしなければならない。

(委員の発言)

第41条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第42条 発言は、全て簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第43条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言及び討論)

第44条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員長札を倒し、発言が終わった後、委員長札を復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまで、委員長札を復することができない。

(発言時間の制限)

第45条 委員長は、必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

2 委員長は、前項の時間の制限について、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決める。

(質疑又は討論の終了)

第46条 委員長は、質疑又は討論が終わったときは、その終了を宣告する。

2 委員は、質疑又は討論が続出して容易に終わらないときは、質疑又は討論の終了の動議を提出することができる。

3 委員長は、質疑又は討論の終了の動議については、討論をしないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第47条 選挙及び表決の宣告後は、委員は、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第48条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第4章 表決

(表決)

第49条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として表決に加わることができない。

(表決の問題の宣告)

第50条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(挙手等による表決)

第51条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする委員に挙手等をさせ、挙手等の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(簡易表決)

第52条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。委員長は、異議がないと認めるときは、可決を宣告する。ただし、委員長は、その宣告に対して、出席委員から異議があるときは、挙手等の方法により表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第53条 委員長は、同一の議題について、委員から複数の修正案が提出されたときは、表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に行う。ただし、委員長は、表決の順序について出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第5章 秘密会

(秘密会の開会と指定者以外の退場)

第54条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論をしないで委員会に諮って決める。

3 委員長は、第1項の議決があったときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会室の外に退去させなければならない。

(秘密会の記録)

第55条 秘密会の議事の記録中、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しないことができる。

2 前項の公表しない部分については、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

第6章 公聴会

(公聴会開催の手續)

第56条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公聴会での意見の申出)

第57条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、事前に文書でその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第58条 委員会は、公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）を、前条の規定により文書で申し出た者及びその他の者の中から決定し、議長を経て、本人に通知する。

2 委員会は、前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方的にならないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第59条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

(委員と公述人の質疑)

第60条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第61条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第7章 参考人

第62条 委員会が参考人の出席を求めようとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、参考人に対しその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

第8章 委員会の記録

(委員会の記録)

第63条 委員長は、職員に、次の事項を記載した委員会の記録を作成させ、これに署名しなければならない。

- (1) 開議及び散会の年月日時
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事の経過
- (5) 会議の概要等必要な事項を記載した記録
- (6) その他委員長又は委員会において必要とする事項

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置による。

3 前2項の委員会の記録は、議長に提出する。

(委員会の記録の公開)

第64条 委員会の記録は、印刷し、及び電子情報化して、広く一般に公開するよう努めるものとする。

(委員会の記録の保存年限)

第65条 委員会の記録の保存年限は、10年とする。

第9章 規律

(携帯品)

第66条 委員会室に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第67条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

第10章 補則

(会議規則への委任)

第68条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月26日条例第33号)

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日条例第1号)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第32条及び第63条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の第2条の表に掲げる民生文教委員会及び建設経済委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）である者は、それぞれ改正後の尾張旭市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条の表に掲げる福祉文教委員会及び都市環境委員会の委員長等に選任されたものとみなし、その任期は、新条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、旧委員会の委員長等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成23年3月30日条例第1号)

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月1日条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月24日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3月30日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第24条第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の同項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年 9月 9日条例第33号）

この条例は、平成28年10月 1日から施行する。

附 則（平成31年 3月28日条例第 1号）

この条例は、平成31年 5月 1日から施行する。

附 則（令和 3年 3月30日条例第 2号）

この条例は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 4年 9月30日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5年 3月30日条例第 1号）

この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

会派名	課 題	解決策
令和あさひ	無	無
市民クラブ	① 要領の位置づけについて 災害時の行動は定められているが、議決機関としての継続の仕組みであるBCPについて未定となっている。	① 要領とBCPの2本立てにするのか、BCPとして1本化するのか、議決権の保障スキームについて案を示して欲しい。
公明党 尾張旭市議団	① 議会本部への報告先について 台風等風水害や大規模地震発生時に、議員は各地域の被災地及び避難所等での情報収集を実施し、必要に応じ議会本部へ報告することとなっているが報告先が明確でない。 ② 災害時に正副議長に事故があるとき（長期又は遠隔の旅行、病気その他何らかの事由によりその職務を自ら行い得ない場合）の対応について	① 報告する連絡先、メールアドレス等を明確にしておく。 ② 災害時に正副議長に事故があるときの対応を決めておく必要がある。
日本共産党 尾張旭市議団	① 議会防災訓練について ② 議員からの議会本部への報告（安否確認や各避難所などの状況）情報収集の内容について	① 携行品を持ち寄って、議会に参集する防災訓練を年に1回義務付ける規定を設け、対応要領や行動マニュアルの内容を確認する作業を続けていくとよい。 ② 確認すべき内容の漏れを防ぐためにも、報告内容の様式を行動マニュアルの中に用意しておくとうよい。
愛知維新の会 尾張旭市議団	① 有事の際の連絡方法 現在、議会本部から電話又は市議会グループウェアにて各議員に連絡することになっているが、電話が通じなかったり、プル式の市議会グループウェアでは、情報連携が遅れたりする可能性がある。 ② 議員同士の連携について	① プッシュ式のSNS等の整備が必要である。 ② 議員同士の横の連携については、携帯電話番号の共有やSNSのつながりの整備が有用である。

尾張旭市議会議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項

(令和元年11月15日 議会改革推進特別委員会調製)

(令和2年3月27日 議会運営委員会確認)

- 1 この申し合わせ事項は、本会議における一般質問において、説明のため議場に持ち込んで使用する、パネル、写真その他の物品及び紙資料の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この申し合わせ事項における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 説明用持込物品等 本会議における一般質問において説明のため議場に持ち込んで使用する、パネル、写真その他の物品及び紙資料をいう。
 - (2) 説明用パネル 説明用持込物品等のうち、説明のため議員が使用するパネルをいう。
 - (3) 説明用紙資料 説明用持込物品等のうち、説明のため議員が使用する写真、新聞紙、書籍の類その他印刷物をいう。
 - (4) 説明用持込物品 説明用持込物品等のうち、説明用パネル及び説明用紙資料を除いた一切の物品をいう。
- 3 説明用持込物品等の使用に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。
 - (1) 説明用持込物品等の使用は、発言の内容について相手方の理解を高めることを旨として、あくまでも説明の補助手段であること。
 - (2) 説明用持込物品等の使用は、必要な範囲内に限ること。
 - (3) 説明用持込物品等の内容が著作権その他の知的財産権を侵害しないものであること。
 - (4) 説明用持込物品等の内容が通常他人に公表されたくない個人情報を含まないものであること。
 - (5) 発言にあたっては、説明用持込物品等を参照しなくても会議録を読んで当該発言の趣旨が理解できるように努めること。
- 4 説明用パネル又は説明用紙資料を使用しようとする者は、当該質問日の前日（市の休日を除く。）の午後5時までに、議長に物品を添えて口頭で申し出し、承認を受けなければならない。
- 5 説明用持込物品を使用しようとする者は、議長に物品を添えて使用申請書を提出し、承認を受けなければならない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する物品については、説明用であっても議場に持ち込むことができない。
 - (1) 生き物
 - (2) 液体

- (3) 危険物
- (4) 飛散するもの
- (5) 銃刀等、法で所持が禁止されているもの

7 議長は、承認の申請が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、承認をしてはならない。

- (1) 説明用持込物品の内容が著作権その他の知的財産権を侵害すると認められるもの
- (2) 説明用持込物品の内容が個人又は団体の権利利益を侵害すると認められるもの
- (3) 説明用持込物品の内容が公序良俗に反すると認められるもの
- (4) 説明用持込物品の内容が広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含むと認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、説明用持込物品の内容又は使用方法が適当でないと認められるもの

また、議長は、これらに規定する要件に該当するかどうか疑義があるとき、その他必要があると認めるときは、議会運営委員会の意見を聴くことができる。

8 議長は、承認を受けた者がこの申し合わせ事項の規定の趣旨に違反することとなったときは、その承認を取り消すことができる。

9 この申し合わせ事項に定めるもののほか、説明用持込物品等の取扱いに関し必要な事項は、議長が別に定める。

(変更後)第15期(2023年～2026年)における臨時議会日程案

1～3年目:5月16日、最終年度:5月18日 ⇒ R5 5/16、R6 5/17、R7 5/19、R8 5/19

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
2023年5月	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
2024年5月	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
2025年5月	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
2026年5月	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

【参考】 過去の5月臨時議会開催日の状況

第14期 令和元年5月1日から令和5年4月30日

令和元年:5月17日、令和2、3、4年:5月18日

第13期 平成27年5月1日から平成31年4月30日

5月18日

第12期 平成23年5月1日から平成27年4月30日

5月16日

第11期 平成19年5月1日から平成23年4月30日

平成19、20、21年:5月15日、平成22年:5月17日

第10期 平成15年5月1日から平成19年4月30日

平成15年:5月15日、平成16、17、18年:5月17日